

公益社団法人芝法人会 「税制改正要望」アンケート

皆様の貴重なご意見が国や地方自治体の税制改正に反映されます

- ◆アンケート調査期間 平成29年9月1日～10月31日
 - ◆回答締切 平成29年10月31日 必着
 - ◆回答先 FAXまたは郵便、もしくは電子メールにて、公益社団法人芝法人会事務局宛にご返信ください。
- ※ご記入いただいた内容は、集計結果のみに活用させていただき、貴社名を入れた状態での公表はいたしません。

■各設問に最も近いと思われる選択肢をお選びください。(設問に従い、1つ選択し、該当する項目に○をご記入ください。)

問1 法人税／法人実効税率

平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、法人実効税率が段階的に引き下げられ(現行29.97%、平成30年度は29.74%:資本金1億円超の企業の場合の計算)、法人実効税率20%台が実現しました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- 1 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- 2 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- 3 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- 4 わからない
- 5 その他 []

問2 法人関係／中小企業の賃上げ

安倍内閣では、デフレ脱却に向けて経済界に賃上げを要請しており、平成29年度改正では、中小企業の更なる賃上げを後押しするための支援措置が講じられました。あなたの会社では今年の賃上げ等(定期昇給・ボーナスを含む)についてどう対応しますか。

- 1 賃上げ等をする
- 2 賃上げ等を検討したい
- 3 賃上げ等は困難である
- 4 わからない
- 5 その他 []

問3 所得税／配偶者控除

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するなどの観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等)が行われました。今般の改正について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- 1 就業調整の解消等に効果があると思う
- 2 就業調整の解消等にはつながらないと思う
- 3 わからない
- 4 その他 []

問4 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。

固定資産税についてどう考えますか。

- 1 地方の基幹税として課税強化を図るべきである
- 2 現状程度の負担でよいと思う
- 3 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
- 4 わからない
- 5 その他 []

返信先 FAX:03-3453-0681

会社名		氏名	部署・役職
所在地	〒	TEL	
会員 ・ 一般(○をご記入ください)		回答日	月 日

ご協力ありがとうございました。

【連絡先】公益社団法人芝法人会 事務局 〒108-0014 港区芝 5-9-5

TEL03-3453-6351 FAX03-3453-0681 MAIL: infokouekijigyuu@shibahoujinkai.or.jp

「公益社団法人 芝法人会 税制改正要望アンケート」

公平・公正な税制実現のために、 皆さまの声を力強くアピールしています。

- 公益社団法人 芝法人会は、会員ならびに地域企業からの「税制改正要望アンケート」に基づき、意見や要望等を取りまとめ、国や地方自治体に建設的な提言を行っています。
- 公益財団法人 全国法人会総連合、一般社団法人 東京法人会連合会は、「公平で健全な税制の実現を目指して全国の会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言」を行っています。

■「税制改正要望アンケート」参考資料 【平成29年度税制改正について(「税制改正大綱」の概要解説) 抜粋】

◆ 法人税【改正の概要】

(1) 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物設備等が対象に追加されます。

(2) 中小企業向け租税特別措置の適用要件見直し

平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度については、中小企業向け租税特別措置の適用が停止されます。

(3) 所得拡大促進税制の見直し

中小企業については、現行制度を維持しつつ、2%以上の賃上げを行う企業については、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充（現行制度とあわせて22%）されます。

(4) 研究開発税制の見直し

研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制が抜本的に見直されます。

法人税では、600兆円経済を実現するため、企業の「攻めの投資」や賃上げの促進など経済の好循環を促す取組みを進めるとともに、中堅・中小企業を支援する措置が講じられます。

◆ 所得税【改正の概要】

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が150万円に引き上げられます。

控除額は遞減し、配偶者の給与収入金額201万円で消失します。また、納税者本人に所得制限を導入し、給与収入金額1,120万円で控除額が遞減し、1,220万円で消失します。

(2) 積立NISAの創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）が創設されます。

個人所得課税では、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。その上で、今後数年かけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題について取り組むこととしています。

また、現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAが新たに創設されます。

◆ 地方創生等【改正の概要】

(1) 償却資産に係る特例措置の対象追加

中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されます。

(2) 地方拠点強化税制の拡充

雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、無期かつフルタイムの新規雇用に対する税額控除額が引き上げられる等の措置が講じられます。

アベノミクスの恩恵を未だ十分に実感できていない人々にもアベノミクスの効果を波及させるため、中堅・中小事業者を支援するとともに、地方拠点強化税制を拡充する等、地方創生を支援するための措置が講じられます。